

「電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程の一部改定について」

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程（令和7年10月20日施行）

（下線部変更箇所）

改定前	改定後
(記録事項等の開示) 第25条（略） 2（略） 3（略） (1) 第1項の規定による開示請求があつた場合 同項に規定する事項の全部又は一部を証明した書面の交付	(記録事項等の開示) 第25条（略） 2（略） 3（略） (1) 第1項の規定による開示請求があつた場合 同項に規定する事項の全部又は一部を証明した <u>電子ファイル又は書面</u> の交付
附則 (略) (効力発生日) 第3条（略） (新設)	附則 (略) (効力発生日) 第3条（略） 5 第25条第3項第1号の改正規定は、 <u>令和7年10月20日に効力を生じる。</u>